

しが棚田トラスト制度広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県広告等事業実施要綱（平成20年4月9日付け滋財第101号。以下「要綱」という。）およびしが棚田トラスト制度広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、滋賀県（以下「県」という。）が発行する棚田ボランティア募集用の印刷物への広告等の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱および基準で使用する用語の例による。

(対象印刷物、規格等)

第3条 広告等の掲載の対象となる印刷物は、棚田ボランティア募集用に発行するチラシとする。
2 広告等の規格および枚数等については、別に定める。

(広告等の募集)

第4条 広告等の募集は、しが棚田トラスト制度により寄附を行った団体・企業のうち、広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）に対して行う。

(広告の応募、審査および決定)

第5条 広告主は、広告掲載申込書（以下「申込書」という。）を募集要項で定める期限までに知事に提出するものとする。
2 県は、前項の申込書の提出があったときは、募集要項に定める応募資格および広告の掲載基準（以下「応募資格等」という。）を満たすかどうかを審査の上、広告掲載の可否について決定し、申込書を提出した者（以下「申込者」という。）に通知するものとする。
3 県は、前項の審査の結果、応募資格等を満たした申込者が枚数を超えた場合は、申込みの先着順により決定するものとする。

(広告の作成)

第6条 広告主は、自己の責任と費用で広告の内容が明らかとなる書面を作成し、別に定める期日までに知事に提出するものとする。
2 県は、前項の書面の提出があったときは、当該広告の内容が申込書の記載事項と相違がないことならびに要綱、基準および本要領に適合していることを審査するものとする。
3 県は、前項の規定による審査の結果、当該広告の内容が適当でないと認めるときは、広告主に対し、当該広告の内容の修正を求めることができる。

(掲載の中止等)

第7条 知事は、広告主が前条の規定による広告の内容の修正を行わないときは、広告の掲載を中止することができる。

(掲載の取りやめ)

第8条 広告主が広告の掲載を取りやめようとする場合は、広告掲載辞退届(以下「辞退届」という。)を別に定める期日までに提出するものとする。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告の内容等、広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容が法令等に違反しないことおよび第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。

3 広告主は、掲載を行った広告に関し、第三者から、苦情、損害賠償請求等を受けたときは、広告主の責任および負担において回収するなど適切に処理することとする。

(協議)

第10条 要綱、基準およびこの要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主が誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成23年2月23日から施行する。